



「南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業」のうち 『草刈り・水管理労力等軽減事業補助金』の概要



南砺市農政課

趣旨

農業の持続的な維持、発展に向けた農業現場のブラッシュアップ（磨き上げ）を目的に、草刈り・水管理作業等における労力の軽減を図るため、下記「補助対象機械等」の整備にかかる費用（通信費は除く）の一部を、予算の範囲内において助成します。

〔補助対象機械等〕

- 小規模草刈機（ウイングモア、スパイダーモア等、ただし、刈払機及びトラクターに装着する付属品は除く）
- 水管理システム（水位センサー、給水ゲート等）
- 育苗ハウス温度管理システム



↑ ウイングモア



↑ スパイダーモア

補助対象者

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織

ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）

補助金の額

「補助対象機械等」の整備にかかる費用に2分の1を乗じて得た額以内（上限200千円／補助対象者）を交付します。

なお、同一の補助対象者に対し同一年度当たり1回限りの交付としますが、制度期間内（令和6～8年度）に、通算して上記の補助金上限額に達するまで交付を受けることができるものします。

（例）令和6年度に16万円の小規模草刈機を整備⇒補助額8万円

令和8年度に24万円で水管理システムを整備⇒補助額12万円

補助対象者

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織

ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）

手続き 及び スケジュール

- ・4月～ ●**交付申請書**を提出 交付申請書提出期限：原則、令和7年12月26日（金）

※申請に必要なもの

- ・整備する補助対象機械等の金額の分かる資料（見積書）
- ・市税完納証明書（納税の実績がある場合）
（税務課で発行。手数料300円が必要）
- ・その他

●**交付決定通知書** 送付

※**交付決定通知日以後の購入・納品**
されたものが対象です。

（交付決定通知日以降に）

- ・適宜 申請した補助対象機械等の契約・購入・納品

水管理システム→



- ・完了後 ●**実績報告書**を提出

※実績報告に必要なもの

- ・納品書、納入写真及び領収書
- ・その他

●**額の確定通知書** 送付

請求書を提出いただき、市から補助金の支払い

〔担当〕 南砺市 農政課 農政係
〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地
南砺市役所 別館 1階
TEL 0763-23-2016 FAX 0763-52-6348